

物品売買契約書

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、（以下「乙」という。）を受注者として、次表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

品名	田植機乗用 5 条植え
規格・数量	1 式
契約金額	¥ (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥)
納入期限	令和 7 年 6 月 12 日
納入場所	農業試験研究センター

（信義則）

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（検査）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨甲に届け出るものとし、甲の指定する場所において、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、物品納入の際、乙の立会のもとに行うものとする。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の届出が会った日から 10 日以内に検査を行うものとする。

3 前 2 項の規定による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で、甲の指示に従い物品を取り替え、さらに甲の検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第4条 乙は、この契約の締結及び履行に必要なすべての費用を負担するものとする。

（指示）

第5条 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の履行）

第6条 乙が行う契約の履行は、第 3 条の規定による検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

（危険負担）

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第8条 乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りではない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めることは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（履行遅延による損害賠償金等）

第10条 乙は、自己の責めに期すべき理由により納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の10分の1の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は乙に損害賠償金を請求することができる。

（代金の支払い）

第11条 甲は、乙が、第3条の規定による検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による代金の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（担保責任）

第12条 乙は、物品の納入後、1年以内に甲の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障、又は発見された瑕疵については、自己の負担で修理または交換するものとする。

（疑義の解決）

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。
また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県財務規則第35号）の定めるところによる。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市川副町南里1088
佐賀県農業試験研究センター 川崎 直樹

乙